

普通階・無窓階判定基準

1 普通階・無窓階の定義（消防法施行規則（以下「規則」という。）第5条の3）

(1) 10階以下の階（次に適合する階は普通階）

ア 有効開口部

- ① 直径1m以上の円が内接することができる開口部、又は幅及び高さがそれぞれ75cm上、1.2m以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が2箇所以上あること。
- ② 直径50cm以上の円が内接することができる開口部であること。
- ③ ①②の面積の合計が当該階の床面積の30分の1以上であること。

イ 開口部の条件

- ① 床面から開口部の下端までの高さは1.2m以内であること。
- ② 開口部は、道又は道に通じる幅員1m以上の通路その他の空地（以下「通路等」という。）に面していること。
- ③ 開口部は、内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から解放し、又は容易に破壊することにより進入できること。
- ④ 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されていること。

(2) 11階以上の階（次に適合する場合は普通階）

ア 有効開口部

- ① 直径50cm以上の円が内接することができる開口部であること。
- ② ①の面積の合計が当該階の床面積の30分の1以上であること。

イ 開口部の条件

前記(1)イのうち②以外の条件

2 開口部の種別ごとの適否

(1) 窓

第1表

種別	クレセント、ネジしまり、錠付							施錠装置なし	
	普通ガラス等			線入りガラス	網入りガラス			普通ガラス	線入り、網入り、強化ガラス等
	フロート板ガラス等		強化ガラス等		厚さ6.8mm以下	厚さ10mm以下	厚さ10mmを超える		
	6mm以下	6mmを超える	5mm以下						
はめごろし窓 (FIX)	△	×	△	×	×	×	×		
片引き窓・引違窓	○	○	○	○	○	△	×	○	○
片開き窓・両開き窓	○	○	○	○	○	△	×	○	○
回転窓	○	○	○	○	○	△	×	○	○

注1 回転窓は、縦軸、横軸、突出し、すべり出し窓を含む。

注2 「施錠装置なし」には、内外から開錠できるクレセント付きのものを含む。

注3 △は、避難階に設けられたもの又は2階以上の階で、注5の基準に適合する足場のあるものに限る。

注4 ペアガラス又は二重サッシ及び合わせガラスの適否については第2表のとおり

第2表

	種 別	適 否
ア	ペアガラス (内部ガラス及び外部ガラスとも普通ガラス)	内部ガラス及び外部ガラスそれぞれについて第1表に適合する場合は適
イ	ペアガラス (内部ガラス及び外部ガラスとも普通ガラス) にスチールブラインドを組み込んだもの	同上
ウ	ペアガラス (内部ガラス又は外部ガラスが網入りガラス)	同上
エ	二重サッシ (内部建具及び外部建具とも普通ガラス)	同上
オ	二重サッシ (内部建具又は外部建具が網入りガラス)	同上
カ	合わせガラス	<p>H19. 3. 27消防予第111号第2に該当するもの</p> <p>①規則第5条の3 (第2項第3号後段を除く。) の規定に適合する以下のものは、避難上又は消火活動上有効な開口部として取り扱って差し支えない。</p> <p>(ア) フロート板ガラス6mm以下+PVB (ポリビニルブチラール) 30mil (膜厚0. 76mm) 以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス</p> <p>(イ) 網入りガラス6. 8mm以下+PVB (ポリビニルブチラール) 30mil (膜厚0. 76mm) 以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス</p> <p>②外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられている場合であって、規則第5条の3 (第2項第3号後段を除く。) の規定に適合する以下のものは、避難上又は消火活動上有効な開口部として取り扱って差し支えない。</p> <p>(ア) フロート板ガラス5mm以下+PVB (ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚1. 52mm) 以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス</p> <p>(イ) 網入りガラス6. 8mm以下+PVB (ポリビニルブチラール) 60mil (1. 52mm) 以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス</p> <p>(ウ) フロート板ガラス3mm以下+PVB (ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚1. 52mm) 以下+フロート板ガラス4mm以下の合わせガラス</p> <p>※合わせガラスのはめごろし窓については規則第5条の3に規定する開口部とレバーハンドル自体に鍵付きとなっている等の特殊なものについては本ガイドラインを適用せず、個別に判断する。</p>

注5 足場の基準

- (1) 構造：木造以外であること。(準耐火構造可)※バルコニーの床材は塩化ビニールでもよい。
- (2) 強度：1,800N/m²以上の荷重に耐えられること。
- (3) 勾配：30分の1以下であること。
- (4) 面積：奥行0.6m以上、開口は窓の全幅以上(最小1m以上)であること。(引違いの場合、両面の全幅となる。)
- (5) 空地：足場の前面又は側面は、道又は道に通じる幅員1m以上の通路等に面していること。
- (6) その他：転落防止対策が講じられていること。(高さは、足がかりを含め1.1m以上1.3m以下であること。)

注6 第1表に記載のない開口部のガラス窓については、「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定運用上の留意事項について(通知)」(平成19年3月27日消防予第111号)中の破壊試験により、一部破壊し外部から開放できることが確認できた場合、有効開口部として取り扱うことができる。

(2) 出入口戸 (○は有効開口部、△は条件を満たした場合に有効開口部)

戸の種別		施錠装置なし	シリンダー、ネジしまり、ラッチ等施錠装置付		
ア	片開き	○	△	避難階、屋外階段等(前記(1)注5足場の基準参照)に面して設けられたものであること。 屋内からは、鍵を用いずに開放できること(サムターン等) 自動式ドアは停電時に屋内外から手動開放できるものであること。 鋼製等の扉の場合、無人時に外部に南京錠等容易に破壊できる施錠方法のもの又はガラス小窓を局部破壊しサムターン等を開錠できるもの及び水圧開錠装置のついたものは可	
イ	両開き	○	△		
ウ	引き	○	△		
エ	引違い	○	△		
オ	引き分け	○	△		
カ	自由	○	△		
キ	折りたたみ	○	△		
ク	吊り	○	△		
ケ	アコーディオン	○	△		
コ	回転	○	△		
サ	軽量シャッター	防火戸以外 厚さ0.8mm 未満	○	△	避難階又は足場の基準に適合する場所に面していること。(手動式のみ)
		厚さ0.8mm 以上又は 防火戸	○	△	自火報又は煙感知器連動解錠、屋内外から手動又は電動開放装置(非常電原付)がついているもの。
シ	重量シャッター オーバーハングドア オーバースライディングドア	△ 注9	△	屋内から手動又は電動により開放でき、屋外からは次のいずれかにより開放できるもの。 (ア) 屋外から水圧により解錠し、手動又は電動開放装置により開放できるもの。 (イ) 屋外から水圧により開放できるもの。 (ウ) 屋外から水圧により電動開放スイッチを作動させ開放するもの。	
ス	パイプシャッター	△	△	サ、シの例による。	

注1 電動開放装置には非常電源が付いていること。

- 注2 水圧開放装置等は、原則として（一財）日本消防設備安全センターの性能評定品であること。
- 注3 避難階に設けられたものであること。
- 注4 電動機は、不燃材料（普通・線入りガラス、アルミを除く。）で耐熱カバーされていること。
- 注5 起動回路は耐熱配線、非常電源回路は耐火配線であること。
- 注6 屋外に設ける起動装置の保護板は、鍵を用いなくても容易に打ち壊すことができるものであること。
- 注7 送水口の高さは、床面又は地盤面から0.5m以上1.0m以下に設けること。
- 注8 水圧開放装置は、雨水、積雪による凍結防止装置を努めて講じること。
- 注9 施錠装置のない重量シャッター等は、屋内・外から手動で容易に開放できるもの又は電動開放装置で開放できるものであること。（非常電源付き）